

鴻巣市議会委員会条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会委員会条例（平成17年鴻巣市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。